

令和 6 年第 5 回府中町議会臨時会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 6 年 1 0 月 8 日（火）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 6 年 1 0 月 8 日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	力 山	彰 君	副議長	齋 藤	昇 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
4 番	森 本	将 文 君	5 番	松 本	真 明 君
6 番	梶 川	三樹夫 君	7 番	木 田	圭 司 君
8 番	三 宅	健 治 君	9 番	川 上	翔一郎 君
10 番	西 山	優 君	11 番	坂 田	栄 一 君
12 番	山 口	晃 司 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映理子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 会議録署名議員の氏名
- 4 会期の決定
- 5 副議長の選挙
- 6 常任委員会委員の選任について
- 7 議会運営委員会委員の選任について
- 8 議会報特別委員会の設置及び委員の選任について
- 9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○臨時議長（齋藤 昇君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

この日程によって会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（齋藤 昇君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることといたします。

次に、議事進行上、仮議席を指定いたしたいと思います。

現在、お名前のあいうえお順に席に着いていただいておりますが、これを仮議席といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（齋藤 昇君） 御異議ないようでございますので、ただいまの御着席の席を仮議席に指定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第1、議長の選挙を議題に供します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（齋藤 昇君） はい、田中議員。

○議員（田中伸武君） 議長になろうとする方が所信を述べる、そのための休憩を開く動議を申し出ます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（齋藤 昇君） ただいま田中議員から議長希望者の所信表明を聞くための休憩の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

よって、この動議を議題として採決します。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名です。

お諮りします。

この動議のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○臨時議長（齋藤 昇君） ありがとうございます。賛成少数です。

したがって、議長希望者の所信表明を聞くための休憩の動議は否決されました。

それでは、議長選挙の議題に戻ります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(齋藤 昇君) それでは、投票によって行います。

次に、議長の任期は、地方自治法第103条第2項に議長の任期によるとの定めがありますが、これまでの議会の申合せにより、2年で改選することとしております。

今回もこの申合せに従ってよろしいでしょうか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(齋藤 昇君) はい、田中議員。

○議員(田中伸武君) 地方自治法に反した短期任期の申合せというのは、これはもう法に反するわけですから、これはやらないように訴えます。

もともと2年の短期任期の申合せっていうのは、いわゆるポストのたらい回しにつながるとして戒められているところでありますし、皆さんお配りになっているこの議員必携、これ84ページありますけれども、厳に慎むべきだと、地方自治法上どおり、議員の任期として議長の任期はあるべきだというふうになっておるわけであります。議場の外で特定の人たちが申し合わせる、これはしょうがないことですが、これをわざわざこの議会の議決でやるというのはこれ、例がないわけでありまして、全国議長会の事務局もですね、府中はそんなことやってるんですかと呆れておるわけです。これはですね、やっぱりきちんと議長が民主的に選ばれるためにも、そして法令をきちっと守るためにもですね、こういう短期の申合せは特にこの議場で議決するなんてことはしないように、そしてそういう提案すること自体はですね、しないように私は求めます。府中の長年の慣行ですけれども、法律よりも多数決を遵守するという、そういう慣行がですね、はびこることは、民主主義にとってよくないことであります。ここではこういう短期任期の申合せには反対しますし、そういう提案すること自体に私は強く反対いたします。異議ありです。

○臨時議長(齋藤 昇君) ただいま異議がありましたので、本件について採決します。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名です。

お諮りします。

議長の任期を2年と決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○臨時議長(齋藤 昇君) ありがとうございます。賛成多数です。

よって、議長の任期は2年と決定しました。

それでは、ただいまより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(齋藤 昇君) ただいまの出席議員は18名です。

投票用紙を配付させます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長(齋藤 昇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。大丈夫ですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(齋藤 昇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(齋藤 昇君) 異常なしと認めます。

念のために再度申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙には、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

それでは、記入をお願いします。

記入されましたか。大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(齋藤 昇君) ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

点呼に応じて順次投票をお願いします。

(事務局長点呼、投票)

○臨時議長(齋藤 昇君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(齋藤 昇君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票箱閉鎖)

○臨時議長（齋藤 昇君） これより開票を行います。

お諮りします。

会議規則第27条の規定により立会人に、1番、安部議員、2番、梶川議員の2名を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（齋藤 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、1番、安部議員、2番、梶川議員の2名を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

(立会人登壇)

○臨時議長（齋藤 昇君） ただいまより、職員に開票させます。

(開票、開票録作成)

(立会人降壇)

○臨時議長（齋藤 昇君） それでは、選挙の結果を報告させていただきます。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票中

力山議員 11票

坂田議員 5票

木田議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.25票です。よって、力山議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（齋藤 昇君） ただいま議長に当選されました力山議員が議長におられま

すので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

力山議員、登壇願います。

○議長（力山 彰君） 力山です。発言の機会をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、府中町議会第53代議長に御選任賜りましたこと、身に余る光栄でありますとともに、責任の重さに痛感をいたしております。議長として、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨今の社会情勢の変化は著しく、二元代表制の一翼を担う議会としても、町民の声を背景に、より住みやすいまちづくりに向けて、町長をはじめとする執行機関と建設的な議論を重ね、町民の負託に応えていく責務があると考えております。

町民の皆様の生活福祉を最優先に、議長として府中町議会がより一層そうした議会となるよう努めてまいりますので、議員各位におかれましても御理解と御支援、また御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（齋藤 昇君） 以上で、日程第1、議長の選挙を終わります。御協力ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

力山議長、議長席にお着き、お願いします。

○議長（力山 彰君） 議長を交代いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条により、議長が定めることとなっておりますが、これまでの慣例により、くじで決めておりますので、そのようにしたいと思います。

なお、くじを引く順序は、ただいま皆さんの着いておられる仮議席の順に引くこととしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議ないものと認め、くじで決めさせていただきます。

確認しておきます。

くじの番号はそのまま議席の番号となりますので、念のため申し添えておきます。

それでは、事務局長の点呼により、順次くじを引いていただきます。

事務局長に点呼を命じます。

(議会事務局長点呼、抽せん)

○議長(力山 彰君) 確認のため、ただいまのくじの結果を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長(長西弘子君) 事務局長です。

ただいまのくじの結果の議席番号でございますが、1番 力山議員。2番 橋井議員。3番 安部議員。4番 森本議員。5番 松本議員。6番 梶川議員。7番 木田議員。8番 三宅議員。9番 川上議員。10番 西山議員。11番 坂田議員。12番 山口議員。13番 齋藤議員。14番 宮本議員。15番 田中議員。16番 二見議員。17番 狩野議員。18番 金澤議員。

以上でございます。

○議長(力山 彰君) 以上、事務局長の朗読したとおり、議席を指定しましたので、指名札を持って、自分の議席に着いてください。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) しばらく休憩いたします。

再開は10時40分からといたします。休憩。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時40分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、2番橋井議員、3番安部議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) それでは日程第4、会期の決定を議題に供します。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日のみとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。



~~~~~○~~~~~

お諮りします。

(「投票」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

(投票用紙配付)

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

投票は単記無記名です。

– 9 –

投票用紙に名前を書いていただきたいと思います。

書かれましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

(事務局長点呼、投票)

○議長(力山 彰君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票箱閉鎖)

○議長(力山 彰君) これより開票します。

お諮りします。

会議規則の第27条の規定により、立会人は4番森本議員、5番松本議員の2名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、4番森本議員、5番松本議員の2名を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。登壇ください。

(立会人登壇)

○議長(力山 彰君) ただいまより、職員に開票させます。

(開票、開票録作成)

(立会人降壇)

○議長(力山 彰君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 16票

無効投票 2票

有効投票中

齋藤議員 11票

坂田議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、齋藤議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(力山 彰君) ただいま副議長に当選されました齋藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知を行います。

齋藤議員、登壇願います。

○副議長(齋藤 昇君) 皆さん、おはようございます。

何か急に副議長ということで僕、ちょっと何か、正直びっくりしてるんですが、一応副議長の拝命を受けた以上は、やはり責任持ってしっかりやらせていただきたいと。微力ではありますが、何とか自分の力を精いっぱい出して、この1年間、しっかり努めてまいりますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長(力山 彰君) 以上で、日程第5、副議長の選挙を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題に供します。

お諮りします。

各常任委員会の選任については、委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、慣例により各自から希望票を提出していただき、これを参考にして選考したものを、議長の原案として会議に諮って決定したいと思います。が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようでございますので、そのように選考させていただきます。

それでは、ただいまより希望票を配付させます。

(希望票配付)

○議長(力山 彰君) 各自、氏名及び第一、第二希望を記入してください。

なお、委員会は総務文教委員会、厚生委員会、建設消防委員会の3委員会ござい

ますので、念のため申し添えておきます。

記入を終えられましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) それでは、職員が集めに参ります。

(希望票回収)

○議長(力山 彰君) 回収しましたので、ただいまから選考いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) しばらく休憩いたします。

再開は放送によりお知らせいたしますが、20分から30分後の予定です。休憩。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時28分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 休憩中に別室において慎重に協議いたしました結果を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(長西弘子君) 事務局長です。

それでは、常任委員会の構成員を発表いたします。

総務文教委員会、1番力山議員、7番木田議員、8番三宅議員、10番西山議員、17番狩野議員、18番金澤議員。

厚生委員会、3番安部議員、5番松本議員、11番坂田議員。

(発言する者あり)

○議会事務局長(長西弘子君) ごめんなさい。もう一回申しませうか。総務文教委員会から申し上げたほうがよろしいですか。

総務文教委員会、1番力山議員、7番木田議員、8番三宅議員、10番西山議員、17番狩野議員、18番金澤議員。

厚生委員会です。3番安部議員、5番松本議員、11番坂田議員、12番山口議員、14番宮本議員、16番二見議員。

建設消防委員会です。2番橋井議員、4番森本議員、6番梶川議員、9番川上議員、

13 番齋藤議員、15 番田中議員。

以上です。

○議長（力山 彰君） お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、常任委員会の選任については、委員会条例第5条の規定により、それぞれ指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員の方をそれぞれの常任委員会に選任することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

ただいまからですね、昼食休憩に入りたいと思います。その間を利用いたしまして、議員の写真撮影を行います。第3委員会で行いますので、必ず休憩時間中に撮影を済ませてください。

なおこの写真は、次の議会日より及び府中町公式ホームページの議員紹介に掲載する予定です。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） それでは、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時32分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ただいまから、各常任委員会の正副委員長を委員会条例第7条の規定により、互選していただきたいと思います。

各部屋割りについては、事務局長から報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（長西弘子君） それでは、総務文教委員会、第1委員会室、厚生委員会、第2委員会室、建設消防委員会第3委員会室でお願いいたします。

以上となります。



事務局長。

○議会事務局長（長西弘子君） 事務局長です。

それでは、議会運営委員会の構成員を発表します。

2 番橋井議員、4 番森本議員、5 番松本議員、6 番梶川議員、7 番木田議員、9 番川上議員、10 番西山議員、14 番宮本議員、16 番二見議員。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） お諮りします。

事務局長の朗読したとおり、議会運営委員会委員の選任については委員会条例第5条第2項の規定によりそれぞれ指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ただいまからしばらく休憩して議会運営委員会の正副委員長を委員会条例第7条の規定により互選していただきます。議会運営委員会の委員の皆さんは、直ちに第3委員会室に移動してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） しばらく休憩します。休憩。

（休憩 午後 1 時 3 2 分）

（再開 午後 1 時 4 8 分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ただいまの議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長に7 番木田議員、副委員長に16 番二見議員でございます。

以上で、日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第8、議会報特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題に供します。

お諮りします。

議会報特別委員会を設置し、委員の選任については、議会の申合せにより、各常任委員会から1名ずつの3名と、議長が指名する者3名の計6名で構成することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

それでは、まず、各常任委員会から各1名の選出をしていただくため、しばらく休憩いたします。各部屋割りについては事務局長から報告させます。

事務局長。

○議会事務局長(長西弘子君) 事務局長です。

部屋割りにつきましては、総務文教委員会、第1委員会室、厚生委員会、第2委員会室、建設消防委員会、第3委員会室。

以上となります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) では休憩します。移動してください。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時04分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 休憩中に協議した結果を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(長西弘子君) 事務局長です。

それでは、議会報特別委員会の構成員を発表します。

3番安部議員、4番森本議員、13番齋藤議員、16番二見議員、17番狩野議員、18番金澤議員。

以上です。

○議長(力山 彰君) お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、議会報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、それぞれ指名をいたしたいと思いますが、御異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ議会報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまから、議会報特別委員会の正副委員長を、委員会条例第7条の規定により、互選していただくため、しばらく休憩いたします。

議会報特別委員会の皆さんは、直ちに第3委員会室に移動してください。

~~~~~○~~~~~

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時13分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) ただいま議会報特別委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長に16番二見議員、副委員長に3番安部議員でございます。

以上で、日程第8、議会報特別委員会の設置及び委員の選任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題に供します。

広域連合規約の規定により、本議会から1名の議員を選出することとなっています。

次に任期については、議員の任期との定めがありますが、議会の申合せにより2年で改選することになっております。また、議員の選出はこれも議会の申合せにより厚生委員会委員からの選出と申し合わせていますので、任期並びに選出方法はこの申合せのとおりとすることによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 異議なしと認めます。

よって、任期並びに選出方法はそのようにいたします。

それでは、議員の選出のためしばらく休憩いたします。厚生委員会委員の皆さんは

(休憩 午後 2 時 1 5 分)

○議長（力山 彰君） 休憩中の議會を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、日程第 9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、
14 番宮本議員が当選されました。

以上で、日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

なお、次の日程につきましては、理事者からの提案となりますので、理事者の出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

(休憩 午後 2 時 2 2 分)

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第１０、第４６号議案、監査委員選任の同意についてを議題に供します。

なお、地方自治法第 117 条の規定により、除斥に該当しますので、12 番山口議員の退場を求めます。

– 18 –

○議長（力山 彰君） 本件についての理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、こんにちは。町長の寺尾でございます。朝からの会議ということで大変御苦労さまでございます。

まず、皆様方におかれましては、さきの町議会議員選挙において当選の栄に浴され、心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

共に町政を担っていくということでございますので、今後ともよろしく願いをいたします。町政の発展に共に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

それでは、監査委員の選任同意を提案をさせていただきます。

第46号議案、令和6年10月8日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

府中町長、寺尾光司。

提案の理由でございますが、議会議員から選出している監査委員の任期が満了したため、新たに監査委員を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

候補者は、議会からの被推薦者でございます。住所は記載のとおりで、氏名は山口晃司議員でございます。

補足説明はございません。

提案は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件でありますので、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

12番山口議員の除斥を解きます。

（12番山口議員 着席）

○議長（力山 彰君） 山口議員、おめでとうございます。

以上で、日程第 10、第 46 号議案、監査委員選任の同意についてを終わります。

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お諮りします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（力山 彰君）　しばらく休憩いたします。休憩。

(休憩 午後 3時25分)

(再開 午後 3 時 4 5 分)

– 20 –

以上で、追加日程第１、議員提出第１０号議案、災害対策特別委員会設置に関する議についてを終わります。

先ほど、各委員会から会議規則第64条の規定によって、お手元に配付いたしておりました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

の発展、住民福祉の向上のために努力してまいりたいと存じます。

私も町長就任してから４か月余りでございます。皆様方とともにですね、切磋琢磨し、共に手を携えて町政の発展に全力を尽くしてまいりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

やっと猛暑の夏が過ぎて秋めいてまいりました。１０月、１１月にはですね、地域のイベントなどたくさん計画をされております。議員の皆様方におかれましては、健康に留意いただき、引き続き、地域活動や議員活動に御活躍されることを祈念いたしまして、閉会に当たりましての挨拶をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（力山 彰君） これをもちまして、令和６年第５回府中町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午後 ３時４８分）